

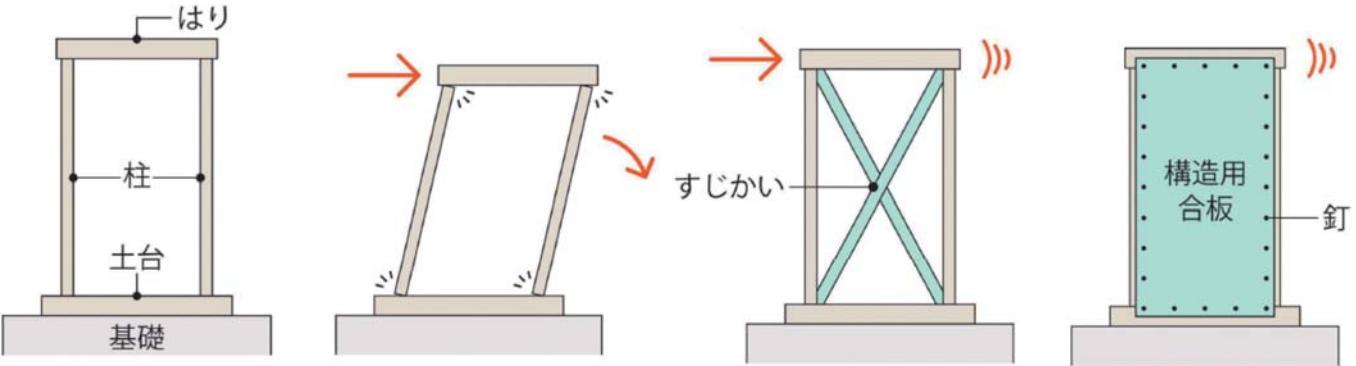
# 進めよう 住まいの耐震化

## 「川西市住宅耐震改修促進事業」のご案内



### 一般的な耐震改修工事

木造住宅で地震に抵抗する部分は壁です。そこで、一般的な耐震改修工事では、壁を強くする工事をします。壁を強くするためには、壁に「すじかい」を入れたり、柱とはりに「構造用合板」を釘で打ちつけたりします。

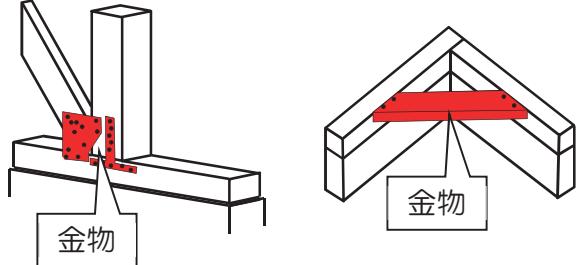


一般的な木造住宅では、基礎・土台の上に柱を立て、柱の頭をはりでつないでいます。

でも、柱とはりだけでは横からの力にほとんど抵抗できません。

そこで、すじかいを入れて端部を金物でしっかりと固定すれば、強い壁に生まれ変わります。

柱が浮いたり外れたりしないよう、柱・はり・すじかい等の接合部を金物で補強します。



### シェルター型工事

住宅が倒壊しても一部屋の安全性を確保し、命を守ることができます。



### 屋根軽量化工事

重い屋根を軽い屋根に変えるだけで、地震時の揺れを小さくすることができます。



### 防災ベッドの設置

就寝時に地震が来たとしても、身を守ることができます。



### 川西市簡易耐震診断推進事業

#### 「簡易耐震診断」の申し込み

川西市が無料で診断員を派遣します

### 耐震診断の結果 (木造戸建て住宅の場合)

評点 0.7 未満	評点 0.7以上 1.0未満	評点 1.0 以上
危険	やや危険	安全

### 川西市住宅耐震改修促進事業

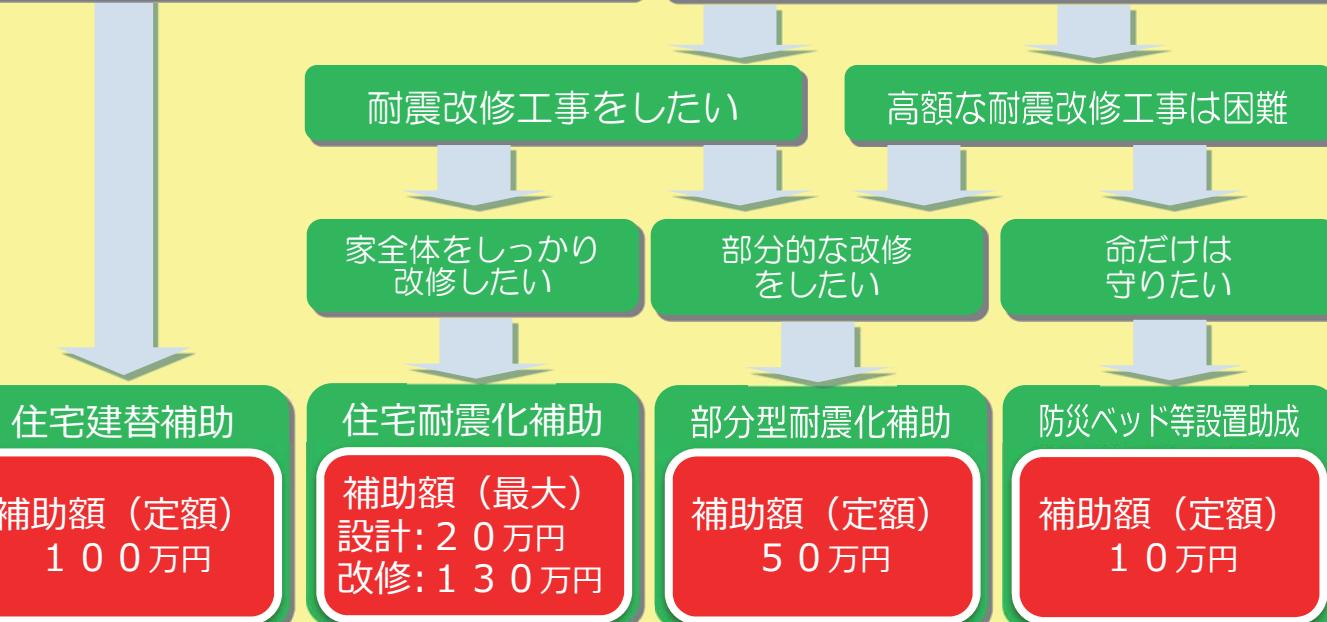
耐震診断の結果「危険」「やや危険」の場合は・・・

#### 「住まいの耐震化」を検討してください

「次に何を検討したら良いのか」  
簡易耐震診断を実施した  
診断員がお答えします。

一人でも多くのみなさまが耐震化に取り組んでいただけるよう、様々なメニューを用意しています。

#### 住まいを建て替える方は



【お申し込み窓口・お問い合わせ先】  
川西市役所 5階 住宅政策課 TEL:(072)740-1205(直通)

## 耐震改修などをされる場合、次の制度がありますのでご活用ください！

### <共通事項>

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川西市内に対象となる住宅を所有する県民</li> <li>・所得が1,200万円以下の方（耐震改修計画策定費補助を除く）</li> <li>・兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する方 (防災ベッド等設置助成事業：兵庫県家財再建共済制度も含む)</li> </ul>
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に着工されたもの</li> <li>・違反建築物でないもの</li> </ul>



### ① 耐震改修計画策定費補助

耐震改修工事を行うにあたり、設計(耐震改修の補強計画や工事額の算出)に要する費用への補助

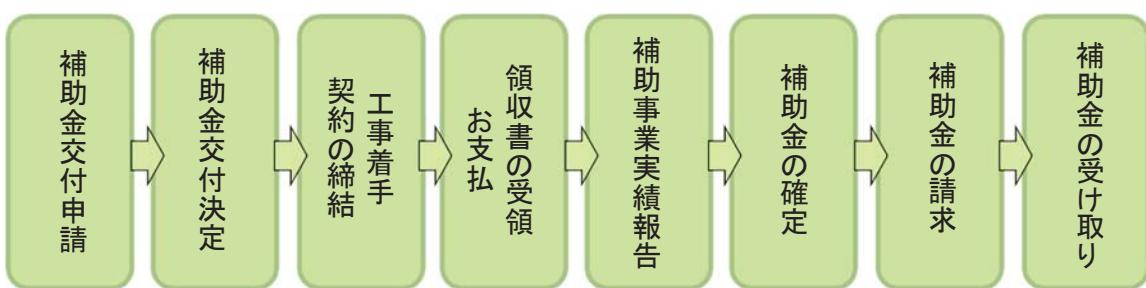
対象住宅 (※1)	耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの <木造>評点1.0未満 <鉄骨造>Is値0.6未満 <(鉄骨)鉄筋コンクリート造>Is/Is0値1.0未満
対象費用	安全性を確保するための耐震改修計画の策定（補強設計及び工事見積の作成）とそれに伴う耐震診断に要する費用
補助金額	戸建住宅：対象費用の2/3（上限額20万円） 共同住宅：対象費用の2/3（上限額12万円/戸）

### ② 耐震改修工事費補助

地震に対する十分な安全性を確保する耐震改修工事に対する補助

対象住宅	※1に同じ														
対象費用	耐震改修工事に要する費用（<木造>評点1.0以上、<鉄骨造>Is値0.6以上、<(鉄骨)鉄筋コンクリート造>Is/Is0値1.0以上）														
補助金額	戸建住宅：定額（総額が50万円未満の経費は補助対象外） <table border="1"><tr><td>対象となる費用（万円）</td><td>50～</td><td>75～</td><td>100～</td><td>150～</td><td>200～</td><td>300～</td></tr><tr><td>補助額定額（万円）</td><td>30</td><td>40</td><td>60</td><td>80</td><td>100</td><td>130</td></tr></table> 共同住宅：対象費用の1/2（上限額40万円/戸）	対象となる費用（万円）	50～	75～	100～	150～	200～	300～	補助額定額（万円）	30	40	60	80	100	130
対象となる費用（万円）	50～	75～	100～	150～	200～	300～									
補助額定額（万円）	30	40	60	80	100	130									
住宅改修業者登録制度 (※2)	補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表ができる事業者との契約による工事であること。														

### ◇ 申請の流れ ◇



※交付決定前に契約した場合は、補助金を受けることができませんのでご注意ください。

### ③ 簡易耐震改修工事費補助

地震に対する一定の安全性を確保するために、耐震改修計画策定及び耐震改修工事等に対する補助

対象住宅	耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの <木造>評点0.7未満 <鉄骨造>Is値0.3未満
対象費用	耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費（耐震改修工事費のみの申請も可）
補助金額	定額50万円（対象費用の総額が50万円未満の経費は補助対象外）
住宅改修業者登録制度	※2に同じ

### ④ 屋根軽量化工事費補助

木造住宅で非常に重い屋根（土葺瓦屋根）を軽量化する工事に対する補助

対象住宅	耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの <木造>評点0.7以上1.0未満
対象費用	非常に重い（土葺瓦）屋根から重い屋根（浅瓦葺等）又は軽い屋根（スレート板、鉄板葺等）に軽量化する工事及び併せて実施する耐震改修工事に要する費用
補助金額	定額50万円（対象費用が50万円未満の工事は補助対象外）
住宅改修業者登録制度	※2に同じ

### ⑤ シェルター型工事費補助

家屋が倒壊しても一部屋の空間を確保する「耐震シェルター」の設置工事に対する補助

対象住宅	※1に同じ
対象費用	耐震シェルター設置に要する費用（指定する工法に限る）
補助金額	定額50万円（対象費用が50万円未満の工事は補助対象外）

### ⑥ 建替工事費補助

耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅の建替え工事に対する補助

対象者	以下のすべてを満たす県民 ・除却する戸建住宅の所有者又はその2親等以内の親族 ・新たに建築する住宅の所有者
対象住宅	以下のすべてを満たす住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの ・所有者又はその2親等以内の親族が居住するもの
	※1に同じ
新築	以下のすべてを満たす住宅 ・申請者が居住するもの ・兵庫県住宅再建共済制度に加入すること
対象費用	住宅の建替えに要する費用（除却のみ又は建築のみの場合は補助対象外）
補助金額	定額100万円（対象費用が100万円未満の工事は補助対象外）

### ⑦ 防災ベッド等設置助成

家屋が倒壊しても安全な空間を確保する「防災ベッド」の設置費用に対する助成

対象住宅	※1に同じ
対象費用	防災ベッド設置に要する費用（指定するものに限る）
補助金額	定額10万円/台（対象費用が10万円未満の場合は補助対象外）